

能代市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、能代市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに委員をいう。

（報 酬）

第3条 会長には、月額報酬30,000円を支給する。

（費用弁償）

第4条 理事会、評議員会及び委員会並びに会務のため出席する役員等に、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、日額3,000円とする。ただし、監事会は日額6,000円とする。

3 会務に出席する旅程片道5km以上の役員等には、交通費として1km当たり20円を支給する。

4 役員等のうち、国、県、市町村の職名を選任要件とする者には、費用弁償を支給しない。

附 則

この規程は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成30年6月4日）

この規程は、議決の日から施行する。